

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		犬山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金		市の担当部課	経済環境部環境課		
				問い合わせ先	0568-44-0344		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 4名		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成元年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		下水道事業が認可されていない区域において、既設の単独処理浄化槽又は汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を促進することで、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止する。					
補助金の額 ()は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算		
		746,000 円	2,122,000 円	3,067,000 円	7,980,000 円		
		(349,000 円)	(781,000 円)	(1,519,000 円)	(3,724,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		個人の住居で単独処理浄化槽又は汲み取り槽を使用している場合において、合併処理浄化槽へ転換する際の設置費に対して補助を行う。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		3,067,000 円			
		うち補助対象経費		3,067,000 円			
		補助対象経費の内訳		浄化槽設置費			
				5人槽 1件		332,000 円	
				6、7人槽 2件		828,000 円	
				8～10人槽 1件		548,000 円	
撤去費 4件				360,000 円			
		宅内配管工事費 4件		999,000 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		設置費、撤去費及び宅内配管工事費の額			
		補助限度額		浄化槽設置費(5人槽 332,000円 6、7人槽 414,000円 8～10人槽 548,000円) 撤去費 90,000円 宅内配管工事費 300,000円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業実施後に金額が確定されてから交付		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		家庭から排出される生活排水が合併処理浄化槽を通じて排出されるようになるため、公共用水域の水質汚濁の軽減に寄与できた。					
その他参考事項		令和2年度より撤去費と宅内配管工事費を補助対象に追加し、補助金を拡充した。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			無		

※令和2年度の実績に基づき作成しています。